



宿 泊 約 款

(本約款の適用)

- 第1条 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができません。

(宿泊引受けの拒絶)

- 第2条 当ホテルは、次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。
- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
 - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
 - (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができない。

(氏名等の明告)

- 第3条 当ホテルは、宿泊日に先だつて宿泊の申込み(以下「宿泊予約の申込み」という。)をお引き受けした場合には、期限を定めてその宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。
- (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業。
 - (2) その他当ホテルが必要と認めだ事項。

(予約金)

- 第4条 当ホテルは、宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間(宿泊期間が3日をこえる場合は3日間)の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。
- 2 前項の予約金は、次条の定める場合に核当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

(予約の解除)

- 第5条 当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部または一部を解除したときは、次に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、団体客(ベイイングメンバー15名以上のものをいう。以下同じ。)の一部について宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の14日前の日(その日より後に当ホテルが宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日)における宿泊予約人数の10%にあたる人数(端数が出た場合には切り上げる。)については、この限りではありません。

(1) 一般客

- イ 宿泊日の前日に解除した場合 宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%
- ロ 宿泊日当日に解除した場合 宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の80%

(2) 団体客

- イ 宿泊日の13日前の日から宿泊日の7日前の日までに解除した場合 宿泊者1人につき宿泊第1日目の宿泊料金の20%。
- ロ 宿泊日の6日前の日から宿泊日の前日までに解除した場合 宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の50%。
- ハ 宿泊日当日に解除した場合 宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の80%。

- 2 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者より解除されたものとみなし処理することがあります。
- 3 前項の規定より解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着または遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

- 第6条 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第2条第3号から第6号までに該当することとなったとき。
 - (2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにこれらの事項が明告されないとき。
 - (3) 第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
- 2 当ホテルは、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに取受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

- 第7条 宿泊者は、宿泊日当日当ホテルのフロントオフィスにおいて次の事項を当ホテルに登録して下さい。
- (1) 第3条第1号の事項。
 - (2) 外国人にあっては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日。
 - (3) 出発日及び時刻。
 - (4) その他当ホテルが必要と認めだ事項。

(チェックアウトタイム)

- 第8条 宿泊者が当ホテルの客室をおあけいただく時刻(チェックアウトタイム)は、午前10時とします。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合において、次に掲げるとおり追加料金を申し受けます。
- (1) 午後3時まで 室料金の30%
 - (2) 午後6時まで 室料金の50%
 - (3) 午後6時すぎ 室料金の全額

(料金の支払い)

- 第10条 料金の支払いは、通貨または当ホテルが認めだ旅行小切手もしくはクーポン券により、宿泊者の出発の際または当ホテルが請求したとき当ホテルのフロントオフィスにおいて行なっていただきます。
- 2 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(利用規則の遵守)

- 第11条 宿泊者は、当ホテル内において、当ホテルが定めて当ホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

- 第12条 当ホテルは、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。
- (1) 第2条第3号から第6号までに該当することとなったとき。
 - (2) 前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊の責任)

- 第13条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントオフィスにおいて宿泊の登録を行なった時または客室に入った時のうちいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。
- 2 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一または類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

別表第1 宿泊料金の算定方法(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊者が支払べき金額	宿泊料金	①基本宿泊料(室料+朝・夕食料) ②サービス料(①×10%)
	追加料金	③追加飲食(朝・夕食以外の飲食料)及びその他の利用料金 ④サービス料(③×10%)
	税金	イ 消費税 ロ 入湯税(温泉地のみ)

- 備考1. 基本宿泊料金はフロントに掲示する料金表によります。
2. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準ずる食事と寝具を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは20%をいただきます。
寝具及び食事を提供しない幼児については、2,000円をいただきます。
(幼児料金を設定する旅館に依る。)

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約申込人数	契約解除の通知をうけられた日														
	不 泊	当 日	前 日	2 日 前	3 日 前	6 日 前	8 日 前	7 日 前	8 日 前	14 日 前	15 日 前	30 日 前			
14名まで	100%	100%	50%	30%	30%										
15名~30名まで	100%	100%	50%	30%	30%	30%	30%								
31名~100名まで	100%	100%	60%	50%	30%	30%	20%	20%	10%	10%					
101名以上	100%	100%	60%	50%	50%	30%	30%	20%	15%	15%	10%	10%			

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収めます。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。